

平成 30 年 3 月 30 日

## 丸三産業株式会社行動計画

丸三産業株式会社

平成 28 年制定の女性活躍推進法により同年策定した行動計画に定めた「最低 1 名以上の女性社員を課長級以上の管理職に就かせる」との目標の実現に向けて、この 2 年間取り組んできた。しかし、弊社の職制上の役職者である GL（グループリーダー）に就任した女性社員は出現したものの、課長級以上に昇格した女性社員の出現までには至らなかった。

そこで、弊社における女性活躍を推進していく前提として、他の模範となる女性従業員の出現の重要性に鑑み、期間満了後の更新計画においても、同様の目標を掲げ、その達成に向けて、継続して取り組んでいくこととする。

1. 計画期間： 平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 当社の課題：女性管理職が一人もいない。

3. 目標

女性労働者への教育を強化し、上記計画期間内に、最低 1 名以上の女性労働者を管理職に就かせる。
---

4. 取組内容と実施時期

- 平成 30 年 4 月～ 制度内容等について社内報やイントラネット等により社員に周知
- 平成 30 年 4 月～ 管理職候補者を対象とした研修プランの策定
- 平成 30 年 7 月～ 上記研修プランの実施

以上